

神戸市中小企業の脱炭素化による競争力強化助成制度

- A. CO₂ 排出量が従前より 15%以上削減される設備の導入型
- B. 再生可能エネルギー100%電力関連設備の導入型

公募要領

【申請受付期間：令和4年3月10日（木）～令和4年4月28日（木）17時必着】

神戸市

本助成事業は、令和4年2月24日に議決された令和3年度神戸市一般会計補正予算（令和4年2月17日提出）のうち、当該予算の令和4年度一般会計予算への繰越しを前提に実施しており、予算が成立しなかった場合は事業を中止する場合がある。

1. 目的

世界的な脱炭素化の動きや我が国の2050年カーボンニュートラル宣言など、今後の企業経営で脱炭素化への対応は必要不可欠となっています。市内中小企業の取組みに向けて、省エネルギー化・脱炭素化と生産性向上・競争力強化を一体的に促進する設備投資を行う市内中小企業者に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。

2. 助成対象者

神戸市内の主たる事業所（本社、支店、営業所、店舗、工場、研究開発拠点）において、交付申請書の提出日の1年以上前から継続して事業を営み、かつ、納期限が到来している神戸市税（法人税、固定資産税等）の滞納及び未申告がない中小企業者^{※1}又はそれらの事業者で構成される団体^{※2}

※1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

ただし次のいずれかに該当する者を除きます。

(1) 次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者

- (3) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年 3 月条例第 29 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員
- (4) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年公安委員会規則第 2 号）第 2 条に規定する暴力団等と密接な関係を有する者
- (5) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (6) その他、本市が助成金を交付するにあたり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると市長が認める者

※2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条に基づく法人等（事業協同組合など）その他法人格を有する団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）

3. 助成の対象となる事業

※ 1 申請者につき、A・Bの区分で各 1 回ずつ交付申請が可能です。

A. CO2 排出量が従来より 15%以上削減される設備の導入型

市内の主たる事業所において、従来の設備と比較して、同一の効果又は成果を得る上で、排出される CO2 の量を 15%以上削減することができる生産、販売活動の用に直接供される以下の設備（償却資産として申告されるもの）を取得し自ら所有する場合。

（新たに設備を取得する場合も申請は可能です。旧モデルと比較して排出される CO2 の量を 15%以上削減する設備を助成対象とします。）

種類	対象となる設備の例（いずれも事業用資産に限る）
機械及び装置	・金属加工設備 ・ベルトコンベア ・自動織機 ・マシニングセンタ ・クレーン など
測定工具及び検査工具	・光学測定機器 ・周波数測定器 ・分析機器 など
器具及び備品	・業務用冷蔵庫 ・殺菌装置 など
建物附属設備	・荷役用昇降機 ・高圧受変電設備 など

機械及び装置については、都市計画法に基づく用途地域が「工業専用地域」「工業地域」「準工業地域」以外の地域で設置する場合、既存設備の更新であって、更新前に比べて振動、騒音等が改善する設備を助成対象とします（別紙「更新設備の騒音・振動等に関する説明書」の提出が必要です）。

※ 用途地域については、都市局指導課（三宮国際ビル6階）の窓口に備え付けのコンピュータ「ゆーまっぷ」で確認できます。また、以下の神戸市役所のホームページ（神戸市情報マップ）でも確認できます。

<https://www2.wagmap.jp/kobecity/Portal>

※ 地域によっては、大変わかりにくい場合がありますので、土地が上記の地域内にあるかどうかを事前にご確認ください。

B. 再生可能エネルギー100%電力関連設備の導入型

市内の主たる事業所において、市内中小企業等が自社で使用する電力を 100%再生可能エネルギーの電力に切替えていく上で必要となる設備（償却資産として申告されるもの）を取得し自ら所有する場合。

対象となる設備等の例（いずれも事業用資産に限る）
自家消費型太陽光発電設備、小型風力発電設備、水力発電設備、バイオマス発電設備及び蓄電池 など（全量自家消費するものに限る。）

※ 市内の主たる事業所に設置される設備（同じ敷地内の別の建物に設置する場合も含む。）に限ります。

○対象とならない設備（例）

- ・他の公的助成制度等を利用して設置する設備
- ・空調設備、照明設備
- ・車両、運搬具、船舶、航空機など自走可能な設備
- ・中古品やリース品
- ・第三者にリースやレンタルすることを目的に導入する設備
- ・設備を導入する事業所外で使用する設備
- ・住居兼店舗として自宅で店舗を営んでいる場合で、住居部分（共用部を含む）に導入する設備
- ・自社以外での利用を可能とする電力系統へ接続される設備（「B. 再生可能エネルギー100%電力関連設備の導入型」の場合）
- ・汎用性があり、目的外使用になり得る設備（タブレット端末、事務用パソコン等）
- ・その他、本助成の目的にそぐわない設備等

注：交付決定日以降に発注・契約締結した事業・経費が対象となります。それ以前に発注・契約締結した事業・経費は対象となりません。

4. 対象経費

設備の取得及び設置に要する経費が対象となります。

○対象とならない経費（例）

- ・公租公課（消費税等）
- ・各種保険料
- ・賃借料（リース取引等を含む）
- ・既存設備等の撤去費
- ・設置場所の整備工事や基礎工事、補強工事、建屋等の建設にかかる経費
- ・神戸市に提出する書類（申請書等）の作成にかかる経費
- ・その他、公的な資金の用途として不適切と認められる経費

5. 助成金額

以下の表に掲げる助成率を助成対象経費に乗じた金額とします。

発注先の区分	助成率	1社・団体あたりの助成限度額
A. CO ₂ 排出量が従前より15%以上削減される設備の導入型		
①市内事業者が発注（250万円以上の設備投資が必要）	4/10以内	2,500万円
②市外事業者が発注（350万円以上の設備投資が必要）	3/10以内	
B. 再生可能エネルギー100%電力関連設備の導入型		
①市内事業者が発注（250万円以上の設備投資が必要）	4/10以内	1,000万円
②市外事業者が発注（350万円以上の設備投資が必要）	3/10以内	

※ 発注先が市内事業者と市外事業者の両方が含まれてもよいが、算定した助成額の合計が100万円未満となる場合は申請を受け付けない。

6. 申請書の受付・交付にあたっての注意事項

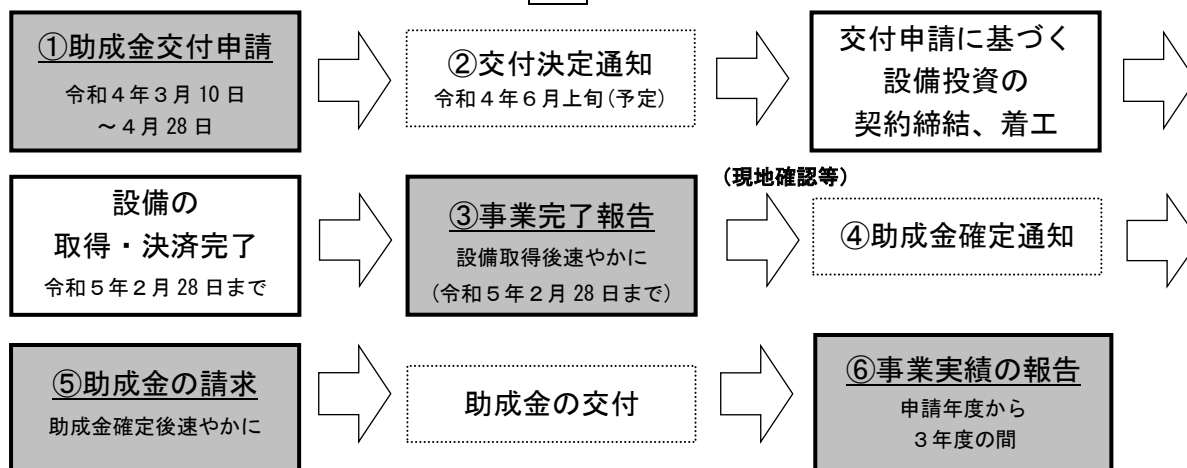
- ・先着順ではありませんが、応募が予算額を大幅に上回った場合、募集期間中であっても受付を終了する場合があります。
- ・助成金は当該予算の範囲内で交付しますので、申請額の合計が予算を上回った場合は、予算の範囲内で減額される場合や不採択（不交付決定）となる場合があります。
- ・原則としてCO2排出量の削減率の大きい設備、他社から供給される電力の削減率の大きい設備の申請を助成金交付の優先度が高いものとして取り扱います。
- ・申請内容の審査にあたり、本市よりNPO法人ワット神戸に申請書類の確認・診断業務（採択された企業の事業完了報告後の現地確認等を含む）を委託しており、申請書類の一式はNPO法人ワット神戸に共有されます。なおNPO法人ワット神戸には守秘義務があります。
- ・申請書類の確認・診断業務にあたり、NPO法人ワット神戸の担当者より追加書類の提出や現地確認を依頼させていただく場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。
- ・リース契約や延払売買契約など、取得時に申請者が所有権を有しない契約により取得した設備は助成の対象となりませんので、くれぐれもご注意ください。

7. 見積書の徴収にあたっての注意事項

- ・見積書、請求書、領収書等は、発行元（事業所名・代表者名等）が同一としてください。
- ・助成対象経費と助成対象外経費が同一の契約に含まれる場合は、明確に区別して記載された見積書を徴収してください。区別が難しいものは、助成対象経費から除外します。
- ・見積書に記載の内容について不明な点がある場合は、申請者または発注先事業者へ問い合わせをすることがあります。
- ・助成を受けようとするものと役員が重複する事業者及び資本関係がある事業者から徴収した見積書は、助成対象の経費として認めません。
- ・見積書に虚偽の記載や不正と認められる行為は、悪質と判断し申請事業者名を公表することがあります。

8. 助成金交付までの手続き

※ **太枠**は申請者が行う手続です。



【① 助成金交付申請】

別紙1「交付申請書類チェックリスト」を確認し、郵送またはEメールで申請してください。
郵送の場合は2セットお送りください。

(郵送の場合)

〒651-0087

神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局工業課内

「神戸市中小企業の脱炭素化による競争力強化助成」事務局 あて

(Eメールの場合)

kogyoka@office.city.kobe.lg.jp

※件名は「神戸市中小企業の脱炭素化による競争力強化助成申請」としてください。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、申請書類の持参は極力お控えください。

【② 交付決定】

交付申請内容を審査（提出いただいた事業計画書については専門家・外部有識者から意見を聴取。現地確認を行う場合があります。）した後、助成金交付の適否及び助成金額の上限を決定し、交付決定通知書により通知します（採択となった案件については、事業者名（法人番号を含む）、交付決定区分、事業の名称、事業の主たる実施場所を市のホームページ等で公表することがあります）。

【③ 事業完了報告】

交付の決定を受けた事業の完了後、別紙2「事業完了報告書類チェックリスト」を確認し、郵送またはEメールで完了報告を行ってください。完了報告を受けたのち、NPO法人ワット神戸の担当者が現地確認等を行います。

【④ 助成金の額の確定】

現地確認等を経て事業完了報告書類の内容を精査した後、助成金の額を確定し、助成金確定通知書により通知します。

【⑤ 助成金の請求】

助成金確定通知書を受領後、請求書（様式第13号）を速やかに提出してください。

【⑥ 事業実績の報告】

翌年度より3年間、事業継続状況報告書（様式第14号）を提出してください。

8. その他

- (1) 交付決定を受けた事業を変更（原則として、変更による助成対象経費の増減額が変更前の金額の20%を超えない場合を除く）又は中止しようとするときは、「事業変更（中止）届出書（様式第9号）」で速やかに申請してください（変更の場合は変更後の交付申請書類一式も併せて申請してください）。その場合、変更（中止）前の交付決定は効力を失い、変更の場合は再度交付決定の審査を行うこととなります。
- (2) 交付申請書類に記載した設備等の契約（予定）日又は取得（予定）日が守られない場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- (3) 本制度の助成金の交付を受けた場合、設備等の台帳、領収書その他の帳簿類等の関係書類を、(4)の期間必ず保管しておいてください。また、助成事業の成果等について、神戸市から適宜、報告を求める場合がありますので、予めご了承願います。
- (4) 本制度の助成金の交付を受けて取得した設備は、取得日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（当該年数が10年を超えるときは、10年）、市長がやむを得ないと認める場合を除き、以下の行為をすることができません。これらの行為を行う前に、必ず神戸市に協議のうえ、事前に承認を得てください。

- ア. 当該設備を助成金の目的以外に使用し、撤去し、譲渡し、又はこれらを交換もしくは貸付の対象とする行為
- イ. 当該設備を助成金の交付決定を受けた市内事業所とは別の所在地にある事業所等に移転又は移設する行為
- (5) 市税に滞納及び未申告がある場合は、本助成金の交付は受けることはできず、また既になされた交付決定を取り消す場合があります。
- (6) 虚偽の申請や報告等により助成金の交付を受けたとき、あるいは、助成金の交付を受けた後に(2)の条件に違反したことが判明したときは、助成金を返還していただく場合があります。
- (7) 国・県等の補助制度との併給はできません（併願は可能）。
- (8) 助成金は当該予算の範囲内で交付しますので、申請額の合計が予算を上回った場合は、予算の範囲内で減額される場合や不採択（不交付決定）となる場合があります。

本制度に関する問い合わせ

「神戸市中小企業の脱炭素化による競争力強化助成」 コールセンター

注意：コールセンターの開設期間は、
【3月22日（火）～4月28日（木）】です。

電話： 078 - 222 - 8039

開設時間：午前9時から午後5時（土日祝日を除く平日のみ）

Eメール（回答は翌営業日以降となります）：

wattkobe@r5.dion.ne.jp

※問い合わせ先は、神戸市より委託しているNPO法人ワット神戸となります。
なお、NPO法人ワット神戸には問い合わせ内容について守秘義務があります。

公募要領は、「神戸市」のホームページからダウンロードできます。

・神戸市

<https://www.city.kobe.lg.jp/a93457/business/sangyoshinko/shokogyo/venture/monodukuri/datsutansokajosei/index.html>

※NPO法人ワット神戸について

NPO法人ワット神戸は、地域住民及び事業者に対する新エネルギー及び省エネルギーに関する普及啓発、教育、指導事業、並びに新エネルギー及び省エネルギー実施事業者への技術支援事業を行うことにより、地域での地球環境保全への取り組み、防災と環境に配慮したまちづくりを支援すると共に、新しい事業の創出により地域経済の活性化に寄与する事を目的としています。

担 当：神戸市経済観光局工業課

電 話：078-984-0340

Eメール：kogyoka@office.city.kobe.lg.jp